

知多南部広域環境組合告示第8号

ごみ処理施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を執行するので、同施行令第167条の6及び知多南部広域環境組合財務規則（平成22年4月1日規則第9号）第145条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月28日

知多南部広域環境組合 管理者 靱山 芳輝

記

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

ごみ処理施設整備・管理運営事業

(2) 事業実施場所

愛知県知多郡武豊町字一号地地内

(3) 事業概要

本事業は、知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生する可燃ごみ及び可燃残渣のほか、し尿処理施設からの脱水汚泥を処理し、処理に伴い発生する熱を回収し発電等を行うための施設と、不燃ごみ及び粗大ごみを処理し、処理に伴い発生する金属類等の資源物を回収するための施設等を建設するとともに、建設後20年間の運営（知多南部クリーンセンター敷地内に設置する南知多町及び美浜町で発生する一部の可燃ごみ及び粗大ごみ等の積替えを行う中継施設からの廃棄物運搬業務を含む。）を行うものである。

(4) 施設の概要

施設規模等

(ア) 熱回収施設：全連続式ストーカ炉、141.5 t/24h×2炉（283 t/日）

(イ) 不燃粗大ごみ処理施設：14 t/5h（14 t/日）

(5) 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じ、本手続きにより選定された事業者（選定された

入札参加者の構成企業及び入札参加者の構成員が、本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成される。以下「事業者」という。）が、知多南部広域環境組合（以下「組合」という。）の所有となる本施設について、整備及び管理運営を一括して受託するDBO（公設民営）方式とする。

（6）事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

（ア）本施設の設計に関する業務

- ①本施設の設計
- ②測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- ③組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び交付金申請に付随する申請支援
- ④組合が行うその他許認可申請支援
- ⑤その他これらを実施する上で必要な業務

（イ）本施設の建設に関する業務

- ①本施設の建設
- ②建設工事に係る各種許認可申請等
- ③組合の環境影響評価に関する支援
- ④近隣対応（事業者が負担すべき範囲）
- ⑤その他これらを実施する上で必要な業務

（ウ）本施設の管理運営に関する業務

- ①受付業務
- ②運転管理業務
- ③維持管理業務
- ④情報管理業務
- ⑤環境管理業務
- ⑥物品・用役調達業務
- ⑦運搬業務（中継施設から本施設までの廃棄物の運搬）
- ⑧資源化業務（本施設からの鉄等の金属類）
- ⑨武豊町屋内温水プール（仮称）への熱エネルギーの供給
- ⑩啓発業務
- ⑪見学者対応及び見学者（行政視察）対応支援、近隣対応等の関連業務

イ 組合が行う業務

（ア）本施設の設計・建設に関する業務

- ①近隣同意の取得・近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②本施設の環境影響評価調査
- ③交付金申請及び交付金申請に付随する申請手続き
- ④施設設置に係る届出・許可等

- ⑤本施設の設計・建設工事監理
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務
- (イ) 本施設の管理運営に関する業務
 - ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
 - ②運営モニタリング
 - ③本施設の見学者対応（行政視察）
 - ④売電業務
 - ⑤熱回収施設からの焼却残渣等及び不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残渣等の運搬・処分
 - ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

(7) 事業期間

- (ア) 設計・建設期間：契約締結日の翌日から平成 34 年 3 月まで（試運転期間含む）
- (イ) 管理運営期間：平成 34 年 4 月から平成 54 年 3 月までの 20 年間

(8) 予定価格

本事業における予定価格は、40,196,269,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。なお、予定価格を構成する本施設の管理運営委託料の上限は、17,340,327,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

2 入札者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業、管理運営企業及び中継廃棄物運搬企業を含む複数の企業のグループ（ある企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業は構成員とし、これらの企業以外は構成員又は協力企業とする。
- エ 入札参加者は、構成員のうち熱回収施設プラントの設計・建設企業を、組合との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業の S P C への出資比率は 50% 超とするとともに、50% 超の議決権割合を有するものとする。
- オ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- カ 本事業の設計・建設業務を建設 J V により実施する場合は、特定建設工事共同企業体

(甲型) とするとともに、代表企業が建設 J V の代表者となるものとする。

- キ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、中継廃棄物運搬企業が協力企業として参加する場合にはこの限りではない。なお、組合が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ク 落札者は、仮契約締結時までに S P C を知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかにおいて設立するものとする。なお、本施設所在地を S P C 本店所在地として登記することはできない。
- ケ 入札参加者の構成員は全て S P C へ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。
- コ S P C に出資する全ての企業は、特定事業契約が終了するまで S P C の株式を保有し続けるものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、愛知県又は知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの平成 29 年度入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。ただし、熱回収施設プラントの設計及び建設を実施する者並びに不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計及び建設を実施する者はそれぞれ同一企業とする。
 - (ア) 建屋の設計を実施する企業にあっては、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ② 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計実績が 1 件以上あること。
 - ③ 参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち建築設計に登録されていること。
 - (イ) 熱回収施設におけるプラントの設計を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の元請での設計実績を 1 件以上有すること。
 - ① ボイラータービン発電設備を有する施設
 - ② 施設規模 283t/日以上かつ 1 炉あたり 141t/日以上の施設

③平成 14 年 12 月以降に竣工した施設

(ウ) 不燃・粗大ごみ処理施設におけるプラントの設計を実施する企業にあつては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請での設計実績を 1 件以上有すること。

①不燃ごみ・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設

②参加表明書の提出期限日において 1 年以上の稼働実績を有する施設

オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。ただし、熱回収施設プラントの設計及び建設を実施する者並びに不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計及び建設を実施する者はそれぞれ同一企業とする。

(ア) 建屋の建設を実施する企業にあつては、次の要件を全て満たしていること。

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

②建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 900 点以上であること。

③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、建築一式工事に登録されていること。

(イ) 熱回収施設におけるプラント及び不燃・粗大ごみ処理施設の建設を実施する企業にあつては、次の要件を全て満たしていること。

①建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

②建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、清掃施設工事に登録されていること。

(ウ) 熱回収施設におけるプラントの建設を実施する企業にあつては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の元請での建設実績を 1 件以上有すること。

①ボイラータービン発電設備を有する施設

②施設規模 283t/日以上かつ 1 炉あたり 141t/日以上の施設

③平成 14 年 12 月以降に竣工した施設

(エ) 不燃・粗大ごみ処理施設におけるプラントの建設を実施する企業にあつては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請での建設実績を 1 件以上有すること。

- ①不燃ごみ・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設
 - ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- カ 管理運営企業は次の要件を全て満たしていること。なお、管理運営企業の役割を、運転管理業務担当、維持管理業務担当、その他の管理運営業務担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。複数の企業で管理運営業務を実施する場合は、各業務を行う企業毎に、次の要件を満たしていること。
- (ア) 運転管理業務及び維持管理業務を実施する企業については、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - (イ) 運転管理業務及び維持管理業務を実施する企業については、本施設の管理運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
 - (ウ) 維持管理業務を実施する企業を除く管理運営企業については、参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、物品等調達のうち役務の提供等に登録されていること。
 - (エ) 熱回収施設の運転管理業務を実施する企業については、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の運転管理実績を1件以上有すること。
 - ①ボイラータービン発電設備を有する施設
 - ②平成14年12月以降に竣工した施設
- (オ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務を実施する企業については、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転管理実績を1件以上有すること。
- ①不燃ごみ及び粗大ごみを対象とした高速回転破砕機を有する施設
 - ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- (カ) 熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の維持管理業務を実施する企業については、次の要件を全て満たしていること。
- ①参加表明書の提出期限日において建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
 - ②熱回収施設においては（エ）、不燃・粗大ごみ処理施設においては（オ）の要件の施設において、維持管理実績を1件以上有すること。
- (キ) 熱回収施設の運転管理業務又は維持管理業務を実施する企業については、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、（エ）の要件の施設において現場総括責

任者としての経験を有する技術者を熱回収施設の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

- (ク) 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務又は維持管理業務を実施する企業については、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(オ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を不燃・粗大ごみ処理施設の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

キ 中継廃棄物運搬企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (ア) 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (イ) 参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、物品等調達のうち役務の提供等に登録されていること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかにおいて指名停止期間中である者

ウ 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税を滞納している者

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

オ 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

カ PFI法第9条の各号の規定に該当する者

キ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

ク 本事業の「ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会」の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定までの期間に入札参加者の構成企業が(1)もしくは(2)の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めないが、参加資格確認後、本事業への参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合、速やかに組合へ申し出をし、内容がやむを得ない事情である場合、代表企業以外の構成企業については、組合の許可のうえ、これを決定する。

なお、(3)イについて、指名停止開始前までに申し出た場合は、組合はその事情等を勘案したうえで、指名停止開始後であっても代表企業以外の構成企業については入れ替えを認める場合がある。

3 契約条項を示す場所及び日時に関する事項

(1) 入札説明書等については、組合のホームページにおいて、平成29年8月28日(月)から公表する。なお、契約条項等を示す入札説明書等は、次の書類により構成される。

- ア 入札説明書
- イ 落札者決定基準
- ウ 要求水準書(設計・建設業務編)
- エ 要求水準書(管理運営業務編)
- オ 提出書類の様式集
- カ 基本協定書(案)
- キ 基本仮契約書(案)
- ク 建設工事請負仮契約書(案)
- ケ 管理運営委託仮契約書(案)

また、要求水準書の添付資料データのうち一部については、組合にて入札参加者に直接提供するため、本事業への入札参加を予定する者(法人に限る)は組合へ連絡すること。

○連絡先

知多南部広域環境組合

- ・住所：470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 武豊町役場内
- ・Eメールアドレス：nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp
- ・電話番号：0569-84-1007

4 入札手続きに関する事項

(1) 入札の実施

この入札は、入札参加者が1者であった場合も実施する。

(2) 現地見学

本施設の建設予定地の現地見学を希望する者は、次のとおり申し込むこと。なお、中継施設建設予定地の現地見学は開催しない。また、入札説明書等に関する説明会も開催しない。

ア 見学可能日及び時間：平成29年9月7日(木)又は平成29年9月8日(金)のうち、午前9時から午前10時又は午後1時30分から午後2時30分まで

イ 見学申込方法：「現地見学申込書」（第1号様式）に必要事項を記入の上、平成29年9月1日（金）の午後3時までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、下記ウに示す申込先に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は確認の受付を行わない。現地見学実施日は、組合より申込者宛に回答する。

ウ 見学申込先：知多南部広域環境組合

(3) 入札説明書等に対する質問の受付（第1回）

入札説明書等の内容等に対する第1回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成29年9月13日（水）から平成29年9月19日（火）午後3時まで

イ 提出方法：第2号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、知多南部広域環境組合に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は確認の受付は行わない。

ウ 提出先：知多南部広域環境組合

エ 入札説明書等に対する質問（第1回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成29年10月13日（金）までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を組合へ持参により提出すること。なお、入札参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（第8号様式）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間：平成29年11月1日（水）から平成29年11月2日（木）

午前9時から正午、午後1時から午後3時まで

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

ウ 提出先 知多南部広域環境組合

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成29年11月20日（月）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しない。

(6) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないと判断された場合、平成29年11月20日（月）から平成29年11月22日（水）までの午前9時から午後3時の間に書面により説明を求めることができる。説明

要求に対する回答を、平成 29 年 12 月 1 日（金）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(7) 入札説明書等に対する質問の受付（第 2 回）

入札説明書等の内容等に対する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 29 年 11 月 28 日（火）から平成 29 年 12 月 1 日（金）午後 3 時まで

イ 提出方法：添付の第 2 号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、知多南部広域環境組合に送信して提出すること。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

ウ 提出先 知多南部広域環境組合

エ 入札説明書等に対する質問（第 2 回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 29 年 12 月 25 日（月）までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(8) 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、下記の要領により本事業に関する入札書類（入札書、誓約書、提案書及び設計図書）を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成 30 年 1 月 30 日（火）から平成 30 年 1 月 31 日（水）

午前 9 時から正午、午後 1 時から 3 時まで

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：知多南部広域環境組合

(9) 入札書類の審査

事業提案の審査は、「ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、入札参加者が、落札者決定までに、各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

ア 審査事項

「落札者決定基準」に示すとおりとする。詳細は、入札説明書等を参照すること。

イ 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

・実施日時：平成 30 年 5 月

※日時・場所については追って通知する。

ウ 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。なお、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とする。

・開札日時：平成 30 年 5 月

※日時・場所については追って通知する。

エ 落札者の決定

審査委員会は、非価格要素（提案内容の加点審査）と価格要素（入札価格）の合計である総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価点の最も高い提案が 2 以上ある場合は、当該提案のうち、入札価格に関する事項の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、総合評価点及び入札価格に関する事項の得点の両方について最も高い提案が 2 以上ある場合は、当該提案者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

組合は、審査委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。

なお、落札者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

オ その他

組合が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

5 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- ウ 入札に際して談合等による不正行為のあった入札
- エ 同一事項の入札に対し、二以上の意思表示をした入札
- オ 記名及び押印のない入札
- カ 入札書の記載事項が確認できない入札
- キ 前号に定めるもののほか、必要な書類の提出がない入札又は当該書類に記載のない入札
- ク その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 契約手続に関する事項

- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者は S P C を設立し、落札者、S P C 及び組合で基本契約の仮契約を締結する。

(3) 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設JV等と建設工事請負契約の仮契約を締結する。また、SPCと管理運営委託契約の仮契約を締結する。

(4) これらの仮契約は、すべて建設工事請負契約の仮契約が組合議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずる。

なお、上記の建設工事請負契約の仮契約が組合議会の議決を得ることができなかつたときは、特定事業契約は成立せず、すべての仮契約は、その効力を失う。

(5) 契約保証金

契約保証金は、次のとおりとする。

ア 建設工事請負契約については施設整備費の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約書(案)による。

イ 管理運営委託契約については、契約に定める各年度の管理運営委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、管理運営委託契約書(案)による。

8 その他

(1) 議会の承認

組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成30年8月(予定)の組合議会において議決する予定である。

(2) その他

この入札の詳細は、組合のホームページで公表する入札説明書等を参照すること。

(3) 担当

本事業の担当は、知多南部広域環境組合とする。

知多南部広域環境組合

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町役場内

電話 0569-84-1007

FAX 0569-84-1008

E-mail nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

H P <http://www.chitananbukouiki.server-shared.com/>